レンタルキッチン STEGE 使用規約

- 第1条 この STEGE はお客様のチャレンジの後押し、また教室・パーティー等にも使用できる店舗である。
- 第2条 この規約は、レンタルキッチンSTEGE(以下「キッチン」という)の使用に関して、必要な事項を 定めるものとする。
- 第3条 キッチンは一階の全てをさす。使用料金は時間貸し(1時間)とし、平日1,600円 日、祝1,800円と する。
- 第4条 キッチンの使用を希望するものは、3日前までに、所定の使用申込書を提出し、許可を受けるものとする。
- 第5条 使用者より、前定に定める使用料を徴収するものとし、使用者は、来店時に納入しなければならない。
 - 2. 使用時間を超過したときの使用料は、使用時間確定後、所定の料金を速やかに納入するするものとする。
- 第6条 既に納付した使用料は、原則返還しない。
- 第7条 使用者は、定められたことに従うとともに、次の各号にあげる事項を遵守しなければならない。
 - 1. 会場の設営は、すべて使用者において行うこと。
 - 2. 騒音等他人に迷惑を及ぼす行為はしないこと。
 - 3. 使用承認をされている場所以外に出入りしないこと。
 - 4. その他管理者の指示に従うこと。
- 第8条 使用者は、使用終了後すみやかに、会場の設備を原状に回復したうえ返還しなければならない。
 - 2. 使用者の責に帰する理由により、施設、設備、備品等を滅失し、または損傷したときは、使用者は、これを原状に回復し、またはこれに要する経費を負担しなければならない。
- 第9条 会館を使用しようとするものが、次の各号の一に該当するときは、使用の許可をしないものとし、若しくは許可を取消すことができる。
 - 1. 公安を害し風俗を乱す恐れがあると認めたとき。
 - 2. 建物及び付属設備を損傷する恐れがあると認めたとき。
 - 3. 管理上支障があると認めたとき。
 - 4. 災害、事故、その他等で使用が不適当と認められるとき。
 - 5. 使用者が暴力団員であるとき。または暴力団の利益となる使用。
 - 6. 特定の政党、特定の宗教の利害に関することやその支援のための使用。
- 第10条 使用者は、会場の使用権を第三者に譲渡若しくは転貸してはならない。
- 第11条 使用者は、会場使用時間中、設備、器具、備品等の保全、取扱いに万全の注意を払うとともに、会場内外の秩序の維持並びに来場者(搬入物品及び利用車輌等を含む)の整理等、すべてその責任を負うものとする。
- 第12条 使用者が、展示又は使用するために搬入した物品等の保管は、使用者がすべてその責を負うものとする。

付則

この規程は、令和3年9月1日から施行する。

使用にあたっての注意事項

- 1. 使用責任者の方は、使用の開始時及び終了時にその旨、管理人へ連絡して下さい。
- 2. 使用時間は厳守して下さい。[準備と後始末]も使用時間に含みます。
- 3. 使用後必ず設備、什器等は元のままに戻して下さい。若し破損された場合には、弁済して頂くことになります。(什器、茶器等の点検及び後始未)
- 4. 掲示、貼紙等される場合は、事前に管理人までご連絡下さい。
- 5. 会場での案内接待等は、使用者側で願います。
- 6. 使用責任者の方は、皆さんに次の事項を守るよう周知徹底して下さい。
- (ア) キッチン内は禁煙。
- (イ) 許可された部屋以外は立ち入らないこと。
- (ウ) 危険物や動物は持ち込まないこと。
- (工) 騒音等公共の秩序を乱すような行為はしないこと。
- (オ) 掃除をして返却すること。(トイレ、キッチン、床、テーブル、カウンター、椅子等)
- (カ) 持ち込んだ備品、食品は必ず持ち帰ること。
- (キ) ごみは全て持ち帰ること。
- (ク) その他管理人の指示に従うこと。
- ◎ 申込書記載事項で内容と異なる場合には、使用をお断りすることがあります。
- ◎ 駐車場がありません。

以上